



## 1. 開会

事務局

皆さま、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、会議を始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和6年度第2回さいたま市環境審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます環境総務課長の金子でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会議開会にあたり、環境局長の瀧口よりご挨拶をさせていただきます。

## 2. 挨拶

事務局

皆さま、おはようございます。環境局長の瀧口でございます。委員の皆様には大変ご多忙の中、本年度2回目の開催となります本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。環境審議会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、近年、豪雨や大型台風など、地球温暖化が要因とされる気候変動に伴い、災害の激甚化が深刻さを増しております。最近発生したアメリカロサンゼルス近郊の大規模な山火事につきましても、被害が拡大した要因の一つとして、気候変動の影響が指摘されているところ です。

本市においても昨年の9月20日に猛暑日を記録しましたが、これは観測史上最も遅いもので、残暑が大変厳しくなっていると感じております。

また本日のニュースでも、酸ヶ湯温泉が、1月としては最大の積雪量というニュースがありました。これも相当な雪が降っているため、温暖化の影響があるものと思います。これも海水温度の上昇による水蒸気量が増えていることが大きな要因とされておりますので、これも気候変動の大きな影響ということでございます。

そのような中、人口130万人を超える国内有数の大都市である本市は、脱炭素の取組を先導し、行政・事業者・市民が絆を結び、着実に地球温暖化対策を進めていくことが重要であると認識をしております。

最近の本市の取組についてご紹介させていただきますと、令和6年11月11日にアゼルバイジャン共和国にて開催したCOP29に清水市長が参加し、さいたま市主催の「E-KIZUNA high-level talks (E-KIZUNA ハイレベル会議)」を現地開催しました。

日本の自治体がCOP会場で会議を主催するのは本市が初めてであり、本市の取組発信や、都市間連携の事例の共有など、国際協調の推進に貢献いたしました。

また、令和 7 年度からごみ焼却の熱による自家発電や広大な緑地の整備など環境に優しいごみ処理施設として、サーマルエネルギーセンターの運営開始を予定しております。

さらに生物多様性をめぐる取組みにおいては、「桜環境センターのビオトープ」が市内で初めて、自然共生サイトとして、環境省の認定を受けました。

これに留まらず私たちが住む地域の豊かな自然と貴重な生態系を守り、次世代へ継承していくため、本市の生物多様性地域戦略である「さいたま水と生き物プラン」に基づき、いっそう政策を展開してまいります。

最後に、3R の推進に向けましては、これまでの食品包装プラスチックに加え、昨年 10 月から対象を広げ、容器包装プラスチックの資源化をスタートさせました。また、多くが焼却処分されてきた草木類についても資源化の取組を進めるなど、資源循環を推進しております。

さいたま市環境基本計画では、これらの取組みに加え、環境保全を通じたウェルビーイングの向上や循環経済への移行など、環境・社会・経済の統合と向上といった観点も踏まえ、改定を進めてまいりたいと思っております。

委員の皆さまにおかれましては、これまでのご経験やご知見に基づき、幅広い視点からのご審議をいただきたいと存じます。

ぜひ皆さまの活発な議論をお願い申し上げ、甚だ簡単でございますが私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

続きまして、さいたま市の本日の出席者についてご報告させていただきます。環境共生部長の大塚でございます。

事務局

大塚でございます。よろしく申し上げます。

事務局

ゼロカーボン推進戦略課長の中園でございます。

庁内課

中園でございます。よろしく申し上げます。

事務局

環境対策課長の馬上でございます。

庁内課

馬上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

資源循環政策課長の秋本でございます。

庁内課

秋本でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

環境施設管理課長の相原でございます。

庁内課

相原でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

その他の職員につきましては、お配りしました座席表等をご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に資料の確認をお願いいたします。まず、本日机上に配付しております資料になります。『次第』、『委員名簿』、『さいたま市名簿』、『席次表』、『別紙「令和6年度第2回さいたま市環境審議会 議事」に対するご意見等について』でございます。お手元のない資料がありましたらお申し出くださいますようお願いいたします。

次に事前に送付しました資料です。『資料1 第2次さいたま市環境基本計画等の中間見直しについて』、『資料2 さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）について』、『資料3 環境啓発リーフレット(案)』、『資料4 令和6年度版さいたま市環境白書 原稿案』、『参考資料1 第2次さいたま市環境基本計画等中間見直し アンケート結果について』、『参考資料2 令和6年版さいたま市環境白書 市民アンケート結果報告書』、こちらは、タブレットで格納しております。

席次表及びA3版の資料につきましては、印刷したものを用意してございます。なお、本日、お手元のタブレットに事前にお送りしております、資料が格納してございますので、ご利用ください。

次に会議の成立について報告させていただきます。本審議会は、さいたま市環境審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと、定められておりますが、本日の出席委員は、委員定数18名に対し15名となっており、定足数を満たしていることから、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。

なお、鎌田様、新地様、砂川様は、本日ご欠席となっております。

ここで、瀧口局長におきましては、次の公務がございますので、会議途中で中座をさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。存じます。

事務局 局長

このあと、全国都市清掃会議という清掃関係の全国会議がございますので、出張のため中座させていただきます。ご審議のほうよろしく申し上げます。失礼いたします。

事務局

議事に移らせていただきたいと思います。なお、委員の皆さまがご発言される際につきましては、お手元のマイクのボタンを一度押してオンにさせていただくようお願いいたします。

また、発言が終わりましたら、もう一度押していただいてオフにさせていただくようお願いいたします。

ここからの進行は会則に従いまして会長にお願いしたいと存じます。増田会長よろしくようお願いいたします。

### 3. 議事

増田会長

承知いたしました。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

次第の3番目の議事を進めさせていただきます。まず、本審議会は公開しておりますが、本日の傍聴希望者について事務局から説明を求めます。

事務局

本日の審議会には1名の傍聴希望者から申請がございます。

増田会長

ありがとうございます。本日は傍聴希望の方は1名おられるということで、これより傍聴希望者に入室していただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。では傍聴希望の方に入室していただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日は2件の議事がございます。(1)「第2次さいたま市環境基本計画等の中間見直しについて」は、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、水と生きものプランについて、それぞれの計画について事務局から説明していただき、質疑応答の時間は概ね30分で進行させていただければと考えております。(2)「さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）について」につきましては、質疑応答の時間は概ね10分で進行させていただきます。

いずれも、審議の前に事務局から説明を行っていただいてから質疑の時間を設けたいと思います。本日、資料が多いということで、時間が限られていることもありますが、

よろしくお願ひいたします。時間内に出し切れなかつたご意見につきましては、後日、書面にて事務局へご提出して下さいますようお願ひいたします。

早速ですが、議事に入ります。まず(1)「第2次さいたま市環境基本計画等の中間見直しについて」事務局より説明よろしくお願ひいたします。

## (1) 第2次さいたま市環境基本計画等の中間見直しについて

事務局

説明をさせていただきます。環境総務課の斉藤と申します。着座にて失礼いたします。

タブレットの資料をご覧いただき、右側に資料1と記載の「第2次さいたま市環境基本計画等の中間見直しについて」の横長の資料でございます。資料をめくっていただきますと目次になってございます。少し資料が多いため、要点を絞り目次に沿って説明をさせていただきます。

まずは、第2次環境基本計画の内容について説明させていただきます。赤枠で囲った部分は、第2次環境基本計画の目次を抜粋したもので、第1章の2 計画の位置づけについて説明させていただき、その後3 対象範囲、第2章に入りまして、1 国内外の動向、最後に基本目標5の部分の取組を紹介させていただければと思います。

ここまで環境総務課の斉藤から説明させていただきまして、その後、さいたま水と生きものプラン、さいたま市地球温暖化対策実行計画と流れていきます。さいたま水と生きものプランは環境対策課、さいたま市地球温暖化対策実行計画については、ゼロカーボン推進戦略課から説明させていただきます。

次の資料で、右上に資料1(2-1)をご覧ください。まず、前回の審議会でご審議いただきましたとおり、こちら環境基本計画に包含しておりました、さいたま市地球温暖化対策実行計画とさいたま水と生きものプラン、この位置づけについて右側矢印の青枠にありますようにそれぞれ独立した計画とするということになっております。続きまして対象範囲ですが、右側の青枠のように環境の範囲は多岐にわたると、現状の範囲設定でほぼ網羅されていると考えておりますので、中間見直し後もこちらを維持することを考えております。環境項目の部分に関しては、資源循環に食品ロス、プラスチック資源循環、サーキュラーエコノミーを追加で記載することを考えてございます。なお、捕捉できていない考え等ございましたら、ぜひご意見いただければと思っております。

続きまして、資料1(2-2)をご覧ください。こちらは第2章の国内外の動向について記載しております。現在国内外の動向について記載がある内容を左側の枠に記載しており、矢印で新しく触れていこうと考えている国内外の動向について一覧で記載しております。

その下の2、さいたま市の現状については、白書で毎年更新しておりますので、今回も参考資料に白書をつけております。そちらでご確認いただければと思いますので、説明を割愛させていただきます。

続きまして、資料 1 (2-3) をご覧ください。こちらは国内外の動向をいくつかピックアップしていますが、時間の都合もございますので少し簡単に説明させていただきます。国の第 6 次環境基本計画は、大きな話であるため、掲載して内容にも触れていきたいと考えております。下のポイントに記載がございますように、ウェルビーイングという考え方が新しく盛り込まれましたので、こちらをさいたま市の環境基本計画の中でも触れていきたいと考えております。

続きまして、資料 1 (2-3) をご覧ください。こちらはプラスチック資源循環促進法という法律です。次の資料 1 (2-4) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律、資料 1 (2-5) 第五次循環型社会形成推進基本計画、これらを計画で触れていきたいと考えております。資源循環、サーキュラーエコノミーといったところは、国でも力を入れて普及啓発をしておりますので、さいたま市の環境基本計画の中に入れていければと考えております。

続きまして、資料 1 (2-6) をご覧ください。こちらについては、30by30 という考え方でかなり重要なものになりますので、触れさせていただきます。

第 2 章の最後になりますが、資料 1 (2-7) に関しましては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針を掲載しております。こちらは、令和 6 年 5 月に閣議決定をされ、環境教育に関する計画ですが、方針の抜粋にありますように持続可能な開発を実現するためには、現在の経済社会システムそのものの変革が重要であり、この中で環境教育、協働といった取組はますます重要性・緊急性を増しているといった考え方が盛り込まれており、ぜひさいたま市として触れていきたいと考えております。

ここまでが第 2 章の国内外の動向ということで、計画の中のイントロで触れていきたいというものになっております。

続きまして資料 1 (3-1) ですが、環境基本計画第 3 章になっております。望ましい環境像と基本目標ということで、現在さいたま市の環境基本計画に、イメージ図が記載しており、望ましい環境像としてイメージをしているものですが、矢印青枠にございますとおり、中間見直しの際に望ましい環境像をわかりやすさや訴求力を持つものに邁進したいと考えています。本日は既存の環境像を載せておりますが、今回の審議会の際にはイメージ図の案をお示しできればと考えております。盛り込む内容として、ウェルビーイングやサーキュラーエコノミー、環境教育、環境保全活動、気候変動への適用、水のきれいさ、生物多様性、ネイチャーポジティブ、30by30 といった考え方をイメージ図の中にしっかり盛り込み、見やすくわかりやすい、市民の方が手に取ってもらえるものと考えております。

続きまして右側資料 1 (3-2) をご覧ください。第 3 章の望ましい環境像と基本目標の中の実現のための基本方針を現在のさいたま市の環境基本計画に掲載しております。基本的な考え方は、このまま維持をしていきたいと考えておりますが、矢印下の青枠にございますとおり、新たな視点として、いくつか新しい言葉を盛り込み、古い言葉を削除、最適化をし

ていく必要があると思っております。次回の審議会の際には案をお示しできればと考えておりますが、盛り込むべき観点等ございましたら、ぜひご意見をいただければと考えております。

続きまして資料 1 (3-3) をご覧ください。こちらは望ましい環境像と基本目標の中のさいたま市の総合振興計画との関係を表したものでございます。右側青枠のさいたま市環境基本計画の中に、基本目標 1 から 5 まで列記しておりますが、さいたま市総合振興計画の第 1 節から第 4 節のところに貢献をしているということを表したものでございます。青枠の中にありますとおり、この環境基本計画の 5 つの基本目標は、望ましい環境の実現に資するものであり、また総合振興計画に貢献するものであるため、以下の基本目標 2 の文言について少々修正を考えておりますが、基本的には維持をしていくものと記載されております。基本目標 2 も総合振興計画に合わせまして、「めぐるまち」という言葉が入っておりますので、これを追加して総合振興計画との関連性をわかりやすくしたいと考えております。なお、総合振興計画も現在中間見直しの最中でございますので、こういったところに留意し、総合振興計画の変更の内容が環境基本計画に影響を与えるようであれば、その都度見直していきたいと考えております。

振り返りとなりますが、お手元 A3 の資料 1 (3-4) の基本目標の中間見直しのイメージについて、基本目標と見直しのイメージを少し簡単に図にしているものとなります。図では、基本目標が上から 1, 2, 3, 4 と並んでいる中で、その次に施策の柱というのが、基本目標にそれぞれ紐づいております。それに対して中間見直しのイメージ、方向性を記載させていただき、一番右側に点線で囲んだ部分は、さらにその施策の柱に紐づいている細かな施策となります。こちらはアンケート結果や現状の取り組み状況を踏まえながら、次の骨子案でお示しをしていただければと考えており、本日はその施策の柱の部分までをご検討いただければと考えております。

基本目標の施策の柱ですが、基本目標 1 は目標施策の柱は基本的に現状維持でいこうと考えており、右側にオレンジ色で、さいたま市地球温暖化対策実行計画と記載がありますように、施策の管理は実行計画で基本的には行っていきます。先ほどお話をした個別計画化に関しての影響が、ここに出てきております。

続きまして、基本目標 2 はピンク色の枠で変更案とございますが、先ほどご説明しましたように「めぐるまち」という言葉を付け加えたものを記載してございます。中間見直しのイメージとしましては、ピンク色でサーキュラーエコノミーやプラ資源循環、食品ロスといったものを新しい観点として施策へ反映していきたいと考えておりますが、サーキュラーエコノミーは経済と環境にまたがる考え方であり、現在さいたま市の中で明確な担当部署というものがございませんので、どのような形で施策体系にして、どこの計画で管理していくか、今後検討すべき課題と考えております。

基本目標 3 及び基本目標 4 の 4-2 の施策の柱については、さいたま水と生きものプランで管理を行い、目標の施策体系や基本施策の柱、基本目標は変更ありませんが、施策の柱の

部分に関しましては、さいたま水と生きものプランの説明にもございますので、調整をしながら変更していくと考えております。

目標4の中の4-1、4-3、基本目標5、に関しましては基本的には変わらず、施策の柱に関しても基本的に現状維持で、環境基本計画に残しまして、施策の管理をしていくと考えております。

続いて、資料1(4-1)で、アンケート結果を参考までに少々掲載しております。アンケートについて、前回ご審議いただきまして、少し問題数も多く、回答数が心配なところではありましたが、目標としていた市民アンケートの400件は、おかげさまで466件のアンケート回収できました。特にウェブでの回答フォームを作ると良いという貴重なご意見をいただき、実施した結果、ウェブでの回答が101件となり、アンケートの回収率に貢献いたしました。本審議会での大変貴重なご意見に感謝申し上げます。

アンケート結果について、参考までに説明させていただきますと、市民の皆さまがどのくらい取り組んでいるかという質問では、基本目標1, 2, 4は比較的良い結果が出ているのですが、3と5でなかなか取組が進んでいないとの結果がでており、内容といたしましては自然観察会やボランティア活動、それから環境教育の部分が少し市民の皆さまの関心が薄いと結果が出ております。

続きまして資料1(4-2)のアンケート結果につきましても、1番左側が令和6年度調査となり、施策の重要度や満足度が表されておりますが、環境学習の重要度が低く、満足度も低いといったような結果が出てきている状況でございます。

最後にアンケート結果を踏まえ、環境基本計画の基本目標5の部分を今後、こういった方向で取組を進めるか、紹介させていただければと思います。

お手元のA3の資料で、資料1(5)、環境教育、行動変容への新しい取組についての資料でございます。要点を説明させていただきますが、環境教育の重要性が今後増していくという中で、太字で記載されているように、環境、社会、経済を統合的に向上させるということ、さいたま市民の環境意識の向上と行動変容というところを同時に達成していく必要があると考えております。

大きく分けて3つの取組を紹介しております。一番左側の太枠にある①環境、社会、経済の統合と組織横断的な支援体制の構築に関しましては、現状、環境危機に対して個人の行動変容だけではなく、経済社会システムの変革と連動が重要であるということを言われています。その中で、さいたま市内の環境部局のみでは環境危機に対応することに限界が来てるところを踏まえ、環境、社会、経済を変革させる、地域が中心となる活動を推進していく必要があります、環境部局と他部局がしっかり連携をし、環境という観点を持った活動を市内の中で増やしていくということを考えております。例えば、地域循環共生圏というものを国で打ち出しておりますので、その情報を本市がしっかりとキャッチアップしていきます。流れとしましては、その下のイメージ図の左側の1, 2, 3, 4と番号を振ってございます、情報をしっかりと本市においてもキャッチアップして、興味のある方、市民団体の方に啓発活動

をしながら発信をしていき、そのような方々が将来的な地域課題、現在の地域課題を話し合う場というものを作っていきたいと考えております。なお、環境部局だけでは対応できない問題、地域課題がさまざま出てくると思いますが、我々としては庁内で必要な部署をマッチングしていくことを実施していきたいと考えております。

また、右側に②環境に関する情報発信事業の集約や、その下の③環境教育ネットワークの強化がございますが、②に関しましては、さいたま市内の環境教育でさまざまな部署が同時並行的に実施しておりますので、集約し、しっかりと情報発信をしていくことで、シナジーあるいは無駄の削減等を考えてございます。

環境教育ネットワークに関しましては、既に環境教育ネットワークがありますが、環境教育を実施したいという民間事業者が増えている一方で、それを我々が実現する場所の提供が不十分ということで、教育委員会としっかり連携をして、環境教育ネットワークを実施したいと言っている事業者、民間団体の活躍の場を増やしていきたいと考えております。

これら 3 つの取組を環境基本計画のもとに実施し、地域が主役の能動的な活動や、市の環境教育の発信力、公民連携活動の広がり強化を実施したいと考えております。説明は以上になります。

#### 庁内課

環境対策課の柿本と申します。私からは資料 1 (6) のさいたま水と生きものプランの改定方針について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料 1 (6) 表、事前配付資料では A3 で表面に概要、裏面に予定している施策体系の案ということで示させていただいております。

今回水と生きものプランの改定におきまして、まず表面の概要から説明させていただきますが、前回作成したときから、生物多様性につきましては生物多様性国家戦略が変更および 4 月から施行される新しい生物多様性増進活動促進法が施行され、水循環に関しましては、水循環基本計画などがあり、令和 4 年や令和 6 年の 8 月に改定されたため、国や国際的な動きが多くあった部分であります。これに基づき、水と生きものプランも大幅な改定をできたらと考えており、国の動向に基づきまして、施策の柱として今回 3 つ考えています。この 3 つ柱と 2030 年像として、さいたま市のネイチャーポジティブと健全な水循環の実現できたらというところで考えております。

施策の体系について裏面ですが、現在の水と生きものプランは、もともと水環境プランという水循環の計画に特化した計画に、水と生きものが強く結びついているというところで一体化して改定したものです。時間の関係もありまして水と生きものをなかなか一体まで踏み込めないという形で体系がなっているのですが、今回改定している案では、水と生きものの結びつきというのをより重視して、今まで以上に一体化し、これらの取組を推進するため、施策の柱にも今まで生物多様性が 1 つ、水循環に関するものが 2 つ、両方にまたがる

ものが1つという4つの体系と双方にまたがる体系で1番として健全な生態系と水循環の保全、自然の保全に関する観点からできたもので、2番に自然資源を活用したという観点に基づきまして、自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進という柱、3番に国家戦略や水循環基本計画でも謳われているように、様々な主体が取り組み、様々なステークスホルダーの協働による活動の推進、この3つの柱を今回改定案の柱として考えています。

3つの柱について、表面をご覧ください。今回表面の右側のオレンジの枠で囲った課題と改定のポイントということで書かせてもらっています。まず1番の健全な生態系と水循環の保全につきましては、本市の保護区域というのは現在ところ約7.6%で、生物多様性の保全損失をいかに食い止め判定させるかということが求められております。この7.6%に関してですが、表面の左下の参考資料に、本市の保護区域の分布を記載しており、荒川流域エリアや、市街化エリアなどとなっております。桜環境センターが自然共生サイトに認定させていただきましたが、現在、生物多様性がある程度豊かな地域に加えて、新しくできる生物多様性増進活動促進法に基づいて、回復・創出を目指したサイトの認定支援や、今後保護地域の増加にも貢献していければと考えております。

回復や創出は、新しい法律や先月発表されました新しい法律に基づく基本的な方針でも書かれておりますが、現在は生物多様性が豊かというよりは、耕作放棄地といったところを新たに生物多様性が豊かな、いろんな主体が活動によって豊かにしていこうというところで、来年度の法律からきちんと認定制度を設けていこうという観点からも生物多様性の強化、水循環の改善に貢献できるところを増やしていければと考えております。

また、地域の特性も踏まえ、企業と連携をしながら、水循環環境や生態系の質を向上させ、支援のあり方というのを模索していこうと考えております。地域の特性につきましては、参考資料の右下のほうで、現在粗々な感じで作っているところではあるのですが、4つのエリアに分けて、特性を考えながら施策を組み立てていければと考えております。

2番目の自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進ですが、左列のアンケート結果より、自宅緑化は回答率が高く、自然観察会に参加するというと少し減ってしまうというところで、自然に関心があるのかなというところですが、なかなか行動に移せないのではないかとこのところが本市の現状かと思っております。本市は人口130万人おりますので、この130万人の1人1人が、水や生きものに対する価値を再認識しまして、行動変容を起こしていくことで、ネイチャーポジティブや健全な水循環の実現や貢献することが十分可能性として秘められているかと思えます。このため現在、みぬま見聞館を拠点化し、いきものデータベースというのも作成しているところではありますが、環境学習をさらに充実させることで、市民が行動変容できる選択肢というのを提示できればいいかと考えております。

最後の3番目様々なステークスホルダーの協働による活動の推進につきましては、来年度4月から施行される新しい法律では、活動促進のための協議会等が掲げられ、連携して求められたりしております。また水循環のほうでも流域総合水管理という概念が出てきて、

いろいろな施策を有機的に繋げて、より効果的に健全な水循環の維持を図ることが必要となってきます。

なお、流域総合水管理は、参考資料に示させていただいていますが、今まで流域治水の施策や水利用の施策、流域環境の保全施策に関する施策について、それぞれで解決を図っていたところ、お互い AI を使いながら調整し、まとめて具体的に管理していくことで、様々な主体が関わってくる必要があるかなというものになっております。

このようなことも取り入れながら、本市でも様々な団体分野や資金を超えた広域的な連携や構築を図って、情報共有を図っていければと考えております。

また、まだ大きなものではありませんが、今年 ESD 実践動画 100 選に選ばれた、首都高速道路や埼玉県生態系保護協会と連携した取組は、国土交通省などが行っている取組を進めております。このようなことを中心に今後細かい施策というのを組み立てていければいいと考えております。以上になります。

#### 庁内課

ゼロカーボン推進戦略課の新井と申します。私の方から前回もご説明させていただきました、実行計画（区域施策編・事務事業編）についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

前回ご説明した内容に対する進捗状況などをそれぞれご説明させていただきますので、資料 1 (7-1) をお開きください。お手元のタブレットまたは A3 横の資料をご覧ください。

まず促進区域における「追加インセンティブの検討」についてご説明申し上げますので、左上段をご覧ください。前回、固定資産税法上の特例措置が受けられることと、その他の追加インセンティブを検討していく旨、ご説明させていただいたところです。こちらに関しましてはその他の事業者のメリットとしては、関係許可等手続きのワンストップ化特例があることや、都市再生緊急整備地域であるエリアにおいては、既に容積率制限の緩和等のインセンティブがございしますが、国としても他の自治体で促進区域の導入が進まない背景として、インセンティブが弱いということを挙げておりました。本市としても現状その他の有効なインセンティブを見出しかねる状況にございます。

よって国内の動向を今後も注視しつつ、現状のインセンティブに加えて新たなインセンティブを引き続き検討してまいりたいと考えています。

続きまして、促進区域の「具体的なエリア設定」についてご説明いたしますので、左下段をご覧ください。

既に基本方針としましては大宮・さいたま新都心を中心に検討していくこととして定めたとところです。前回、令和 7 年度の運用開始に向けて具体的かつ詳細なエリアを、町丁目単位で決めていくとご説明いたしました。こちらに関しましては、本市のまちづくりとの整合性も加味し、大宮エリアについては「大宮駅周辺地域都市再生緊急整備地域」、さいたま新

都心エリアについては「さいたま新都心将来ビジョンにおけるさいたま新都心地区」を設定エリアとして定めたいと考えており、今後は関係団体への周知を進めていく予定でございます。

また、本市で促進する再エネの種類については、太陽光発電を対象とするものとして既に定めてございます。資料の右上段が地図上にそのエリアを示したものでございます。いずれも都市再生緊急整備地域を設定エリアとしており、さらに新都心エリアについては、令和13年度移転予定の市役所新庁舎もエリアに含まれる形とするため、さいたま新都心将来ビジョンにおけるさいたま新都心地区として設定するものでございます。

次に促進区域の「運用」についてご説明いたします。資料右下段をご覧ください。国の制度上、促進区域における地域脱炭素化促進事業計画を行おうとする事業者は、認定を受けるための申請の前に、まず「協議会における合意形成」を図ることとなっております。この「協議会における合意形成」については、まず事業者は地域脱炭素化事業計画の認定申請について、本市の窓口で事前相談をした上で、「さいたま市環境審議会」へとお諮りし、その後市へ支援認定申請を行うといった流れとさせていただきたいと考えております。

参考資料として資料1(7-2)に今後こう言った流れで運用していきたいという要領を案として示してございますので、ご覧いただければと思います。

## 庁内課

引き続き林のほうから、「新たな脱炭素施策」について説明させていただきます。

次のページをお開きください。昨年実行計画については本計画より先に改定させていただき、2030年温室効果ガス51%削減に向けまして、現状に満足することなく新たな脱炭素施策を検討しているところでございます。

市内の電気自動車の充電器の見直しに関しましては、市内での官民を含めた充電器設置状況を確認いたしまして、現在市内の充電器については、国が求めております15km以内という範囲をクリアしておりまして、充電器は充足していることがわかりました。また、現在普通充電器の使用については無料にしていますが、公正取引委員会から全国の市町村に提言されたとおり民業圧迫の可能性があることから、有料化の検討を行うとともに、シェアサイクルの事例に似た民間事業へのシフトも検討しているところです。

また、補助制度に関しましては、現在太陽光発電設備に補助しておりますが、予算が消化する早い者勝ちになってしまっているため、太陽光発電設備に係る共同購入などの手法のほか、ZEH住宅や既存住宅の断熱化の支援など、脱炭素効果が高く、より多くの市民の皆様へのインセンティブになりうる補助メニューを現在検討しています。

また新たに、皆さまのご家庭における自家消費分の電力とともに埋もれている環境価値を、市内で有効活用するための仕組みを構築する「環境価値活用事業」についても検討しています。詳細は右の図をご覧ください。現在各家庭で埋もれている環境価値、家電量販店の販売時のポイントみたいなものを想像していただければ、わかりやすいのですが、そのポイ

ントを本市で一括して取りまとめてクレジット化し、再エネ 100%を目指す企業に購入いただき、それを本市が進めている地域通貨等で還元する仕組みでございます。これらの事業については予算がかからず、かつ、元々埋もれていた環境価値を行政で拾い、それを還元する事業であり、他市でも行われている事例は少なく、目玉の事業として進めていければと考えてございます。来年実証実験をさせていただきますして、再来年度から本格稼働ということで考えてございます。説明については以上となります。

#### 増田会長

事務局からご説明をいただきました。ありがとうございます。大きくは初めにご説明をいただきました環境基本計画、2番目にさいたま水と生きものプラン、最後に地球温暖化対策実行計画、それぞれの計画について方向性や改定方針についてご説明をいただきました。ご意見やご質問ある方はよろしくお願ひいたします。概ね 30 分程度で進めていきたいと思ひます。

#### 塚原委員

説明ありがとうございます。最初の説明で質問したいところがあるのですが、よくフレーズが出てきたのがサーキュラーエコノミーというフレーズだと思います。資料に説明もありましたから、理解できたのですが、2 回ぐらいでてきた 30by30 というフレーズがあったと思ひます。これは一体何か、教えていただければと思ひます。

#### 片内課

環境対策課の柿本より説明させていただきます。30by30 につきましては、新たに国で 2022 年のモンリオール生物多様性の会議が行われまして、2030 年度までに陸域と海域の 30%を保護していくということで、30%と by、2030 年の 30 で 30by30 です。30%の根拠は不明であるらしいのですが、語呂も良いということで 30by30 といわれ、2030 年までに生物多様性の損失を止めて回復させる、ネイチャーポジティブを達成するための 1 つの施策として挙げられているものになります。

#### 塚原委員

ありがとうございます。サーキュラーエコノミーも 30by30 も先ほどお話でできましたネイチャーポジティブ、こういう用語は本質的に非常に重要な意味を持っているものだと思うのですが、市民の方々が用語を見聞きだけですぐにイメージできるように浸透されていないと良くないと思ひ、実行に移せるような啓蒙活動が必要だと思ひます。

また、先ほどのアンケート調査で、基本目標の 5 の部分は啓蒙活動がうまく進んでないというデータだと思うのですが、フレーズを市民の方々にどこでも触れるような形で発信

できるようなプラットフォームを作ると良いと思います。具体的にはホームページに用語説明など、作ると良いと思いました。

増田会長

特に資料 1 (3-2) に今回ネイチャーポジティブもありますので、ご指摘いただいたようなところは大事にしながら検討していただければと思います。どうもありがとうございます。

五十嵐委員

先ほどの塚原委員と同じような傾向の話に関して、行政はこのようなことの予算を取って、事業者の方に実施していただくものなのだと思います。

ですが、一般の人はどのように協力するのかというのは、多くの訴えかけが必要だと思っています。この中で一般のアンケートに興味深く見させていただいたのですが、思った以上に意識は高く、例えば食品ロスの問題や電気節約など、一般の人なりに情報を得て動いている、協力している部分がありますが、このアンケートにあるのは、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、もちろんこの問題は先ほど環境局長の挨拶にもあったように、地球的な問題や国の問題で大きな問題なので、決してさいたま市の情報だけでということではないのかもしれませんが。そのような結果がアンケートに出ていて、市民に次のアンケートでどのように協力できるのかという問いかけには、2 つ目立ったことがあって、1 つはもっと情報が欲しいと、もう 1 つ大事なのが協力するきっかけが欲しいということです。本日の資料を見ると、どうしても予算の方向や事業者との動きで相場になりがちなので、重々理解はできますが、一般の人に向けて 1 つでも 2 つでも良いので、何か一般の人が協力するきっかけやわかりやすい方向を、打ち出せていければもう少し理解も深まると思います。

例えば、パンフレットにつきましても大変失礼な話ではありますが、さいたま市のパンフレットではありますが、市の名前を熊谷市や上尾市に変えても、全く同じならならざるを得ないということなので、これはさいたま市だとわかるようなパンフレットになるぐらいの大胆な方向を一般市民に向けて出してほしいです。行政や事業者たち向けではなく一般向けに、もちろん予算的なこともありますので、急転直下というわけにいかないかもしれませんが、その方向で私市民自治会代表として、今回の資料を読ませていただいた感想とお願いとなります。

急で対応が難しいと思うのですが、徐々にご検討いただければと思います。

宮原委員

同じような話になってしまいますが、アンケートの結果を見たところ教育の満足度や重要度が低いところになっているのですが、おそらく他のほうが高い理由というのは、自分のペースで自分のやりたいことができるというところで、例えばごみの分別や収集に関してとかごみ拾いや、節電は自分のペースで活動できるが、教育については、自らどこで

教育をしているのかというのを探し出すというものが少し手間がかかると、そういうところでなかなか教育のほうに満足度がいけないのかなと感じています。

その中で、私も実際職員なのであまり偉そうなことは言えませんが、埼玉県では環境学国際センターに教育するような施設を設けており、周辺地域の方は、割と皆さまが活用してくれているので、おそらく満足してくれていると思っております。

さいたま市からでは場所が遠いので、さいたま市の人がそこまでわざわざ行くということはあるまいのだと思います。そうすると市として、さいたま市は政令指定都市ですので、同じような箱物を作ることは難しいと思うのですが、そういったような施設があってもいいのかなと感じています。

今後の方針とは少し違うかもしれませんが、その教育の満足度が足りない部分があるかなと感じました。以上です。

#### 市川委員

最初に塚原委員がおっしゃっておりましたとおり、名前や言葉はリストアップして出しても見てもらえないと思うので、一層のことクイズ形式にして、ウェブ上で掲載すると良いのかなと思いました。

また、全体的に感じたのは、アンケート結果は年代別で異なっているという、世代間ギャップが出てきているなというのがあり、そうすると学校で教育を受けている世代はその点に関しては理解できているが、その他の年代は浅く、逆に高齢者はその逆があり、難しいと思っています。

例えば、ごみ拾いのスポーツが流行しているため、大々的に行ってみるなど、何かやり方はあるのかなと思います。一番大事なことは、アンケートの答えでもあったのですが、若い人多いのが、自分が行っても何もならない、1人で行っても何もならないという意見が多かった気がします。そうではなく1人が少しでも、みんながやればすごい量になるということをどこかで発信できればと思っています。

そこで諦めたらもう地球の将来、生き物の将来はないというような発信はすごく大事だと思います。そのために根本的に1番必要なのは、私達の生活のスタイルを変えることで、そのためのごみを減らす、エネルギーを減らすなどということだと思うので、そのようなスローガンがあった方が良くと思います。

また、CO2に関しては、山火事や大災害はたくさん出していると思うので、起きてしまったことは仕方がありませんが、起きないように、それに対して何か対処する方法、さいたま市としても何かこういうことが起こりそうな地域にはどういう対処をするかということも含めて、大事かなと思っています。

最後に水環境でPFASが話題になっているので、PFASも検査体制も入れていただければいいと思います。以上です。

増田会長

どうもありがとうございます。

金子委員

資料の取りまとめありがとうございます。普及啓発の話でいいますと、インターネットも発達して興味を持った方がすぐに調べられると思いますので、課題は興味を持っていない方にいかに興味を持っていただいたりするかっていうところだと思います。その視点でもう少し施策を考えていただければなと思っています。

さいたま市にJリーグのチームが2つありますが、Jリーグは今気候変動対策も非常に熱心に取り組まれていますので例えばこういう試合のところで、気候変動対策やさいたま市の環境の施策に関するメッセージを出したりしてもらって、1度に大きな人数の方に普及啓発の効果が見込めるというところで、非常に効果的ではないかと思っています。

さいたま市の温暖化対策の件でいくつかご意見申し上げたいのですが、資料1(7-1)のところ追加インセンティブの検討についてです。促進区域の設定や特例措置の見直し延長の追加インセンティブを検討していくことに関して、設備が弱いという課題が挙げられています。例えば長野県の松本市は事業者向けで、50キロ以上の太陽光発電設備をつけた場合に固定資産税分を補助するという制度などもやっています。このような制度をさいたま市にもできないかを検討していただいて、太陽光を設置しても税金の負担が増えるなど、なるべくハードルを低くするような措置は細かくいろいろ制度設計できると思いますので、検討いただきたいと思います。

また、促進区域の設定も早く設定し、いろんな特例措置を受けられますので、やっていただきたいと思っています。

裏面の新たな施策の検討で、EVの見直しや補助金の見直し、とても方向性あっていと思います。太陽光発電設備はもう既に自家消費する分は非常に安い電源になっていますので、この分の料金は減らして断熱施策などを手厚くするというところは非常に効果的なところになると思います。それに加え、環境価値取引ですが、太陽光などが対象になると思うので、新しく太陽光発電を増やす効果というのはあまり長期的には見込めないと思いますが、太陽光発電設備を持っている個人の方に対して少しでもインセンティブになるようにということだと思いますので、しっかりどのぐらいの量の取引が見込めるのかであるとか、やってみた結果あまり盛り上がりませんとまた効果も薄くなりますので、柔軟に制度設計ができるような運用をしていただきたいと思っています。十分に環境価値を買い取って事業者に分お渡しできて、個人の方にもメリットに繋がるような制度設計をお願いしたいと思います。

建築物の再エネ利用促進区域の制度が国のほうでも始まっています、こちらはここで書いてある促進区域とまた別の制度なのですが、これを指定しますと、建築基準、例えば建ぺい率や高さ制限をソーラーカーポートに対して緩和するといった措置ができ、これも非

常に効果的で、さいたま市にとっては特にその予算措置もそれほどではなくできますので、ぜひこちらも早く検討して区域の設定をしていただきたいと思います。

前回の審議会でも申し上げましたが、ソーラー発電の義務化の話が川崎市や東京都で進んでいます。さいたま市もぜひ導入していただきたいと思いますのですが、なかなか義務化という少し難しいという話も聞いていますので、すぐに対応が難しい場合はせめてその説明の義務化のところ、ここはさいたま市全域ですぐにやるという制度にしてはどうかと思っています。説明するということですので、実際にやるかどうか本市にゆだねられるというところで、太陽光発電非常に安くなっているメリットあるところなので、メリットを説明して、不利益に繋がらないようにという目的で行ってはいかがかと思っています。

最後に、本日は触れられていなかったのですが、国では2035年や2040年の脱炭素目標の検討が行われています。さいたま市では2030年に51%削減で2050年にカーボンニュートラルという目標が大きくあると思うのですが、ぜひこの30年51%削減非常に高い目標で難しいとは思いますが、ここは死守していただき、その先の目標設定については環境審議会や市民の方に合意形成を図って、目標設定を進めていただければなと思っています。時間がたてばたつほど、先ほどご指摘あったように、気候災害も非常に激しくなっていますし、どんどん国際的にも目標が引き上げられている状況なので、おそらくもっと厳しい目標設定しなければいけないという状況になると思うのですが、国が言っている目標をそのまま持つてくるということではなく、さいたま市でどうするかというのを検討しながら設定していただければなと思っています。以上です。

増田会長

ありがとうございました。関根委員よろしく申し上げます。

関根委員

最後のほうでご説明いただいた中でEV充電器の見直しについてです。本市の充電器は確かに充電スポット的には充足しているかもしれないのですが、ほとんどの場合が1スポットにつき1基しかついていないのです。例えば、東松山市では、充電スポット1スポットにつき2基というか、2口ついていたりするので、一方でジェネリックサービスの持続性を考えたら民業への移行というのも、これはもうそうだと思いますので、その際は1スポットにつき1基とか1口しかついていないのを複数口つけるような配慮があったほうがEVの推進という意味では望ましいかなと思います。その際は、有料化は事業化したほうが良いと思うのですが、EVの維持管理費用がガソリン車よりは安いからEVを持つという方も結構いらっしゃると思うので、間違ってもガソリン代よりも高くなるような配慮が必要ではないかと思っています。以上です。

## 庁内課

いくつかご質問いただいておりますが、ここでお答えさせていただきたいと思います。複数の委員の皆さまからいただきました市民周知のところについて、ごもっともでございまして、昨年11月の市報に初めてクイズ形式を導入しまして、好評いただきまして、ただ市報なので、どうしても見たいと思う人しか見ないというところは課題があるので、委員がご指摘いただきました、例えばSNSなどを活用して、さいたま市というチラシがわかるようにというご指摘もいただきましたが、そういった工夫をしながら、しっかりと市民周知をしていきたいと思っております。

プラットフォームにつきましては、昨年8月に発足しまして、普及啓発を主とした分科会を立ち上げたところでございます。そこにサッカーのクラブチーム等も入ってございまして、サッカーチームが入りますと、1試合あたり万単位でお客様入りますので、その中で今もやっているときはございますが、普及啓発みたいなものをしっかりとやっていきたいと考えてございます。

2つ目、金子委員からご指摘いただきました固定資産税のインセンティブにつきましては、今これわがまち特例というような制度を使っております。例えば、出力1000kW以上の設置については、今4分の3で定めてございますが、最高で12分の11まで定めることができるような制度になってございまして、需要の多さに合わせて、税収は減ってしまうのですが、再生可能エネルギーを優先するという範囲の中で、政策的な税制措置というのも今後考えていきたいと考えてございます。

3番目の環境価値につきましては、補助金を交付している方々については、捕捉はできているのですが、それ以外の方々もたくさんいらっしゃると思いますので、これもしっかりと普及啓発をした上で、無駄がないような形で市民の皆さまに還元し、その財源をもとに、再生可能エネルギーの導入を増やしていきたいと考えてございます。

4番目の太陽光の義務化の話につきましては、我々のほうでも検討を進めてございまして、例えば東京都や川崎市のように条例化しますと、補助金はかなり出されているというところでございます。そこで計算しますと、我々では財政負担的に耐えられるかというところが若干不安なところがございまして、そちらについては今後も慎重に検討していこうと思っております。我々としては共同購入などの形で既に建っている家についてもしっかりと補助していきたいと考えてございます。

ご指摘いただきました建築物再エネ促進区域につきましても、建築サイドには、既にこちらのほうから依頼をしまして、条例ができないかというようなことを要望しているところでございます。もう既に政令市でも横浜市、仙台市は実施してございますので、我々も追従できるようにしっかりと建築サイドと協議をしていきたいと考えてございます。

さらに国の目標の話でございまして、昨年改定時には既に市として2030年度35%削減ということに対して、国がその後46%という高い数値を示されたので、すぐに我々のほうで改定させていただきまして、新たな施策について今検討しているところでございます。た

だ脱炭素政策、補助金も含めて、抜本的に今見直しをしております、その成果というのは2年ぐらいかかってしまいますので、効果測定を踏まえながら、まずは、金子委員ご指摘のとおり、2030年度の51%削減という目標に向けて全力で取り組んでいきたいと考えてございます。

6番目関根委員からいただきましたEVの話につきましては、行政として全くやらないということではなくて、事業者としっかりと協定という形で結ばせていただいて、我々の要望に沿っていただけるような場所にしっかりと設置していただくということで考えてございます。以上、一括してお答えします。

増田会長

ありがとうございました。

前田委員

私からは、水と生きものプランの関係で質問も含めていくつかお話をさせていただきます。ご覧いただきたいのが資料1(3-4)基本目標の中間見直しのイメージ、この中段あたりの基本目標3のところがいよいよ水と生きものプランの関係になっていますが、目標は現状維持と中間見直しのイメージには書いてあります。塚原委員からもキーワードの質問が出たと思いますが、ネイチャーポジティブ、30by30でこれの回答が担当課の方からあったかと思えます。さいたま市の環境基本計画の計画期間が2030年です。

今回この見直しは、2030年までに必要なことを達成するために実施するものということで認識しています。そうすると今この水と生きものプランの関係、ネイチャーポジティブや30by30というのが、現状のさいたま市の環境基本計画の目標で達成できるのかというと、達成できないと思うのです。そうすると目標の見直しが必須ではないのかと思うのですが、それがなぜ現状維持かというところがあります。なので、見直しが絶対必要ではないかと思えます。

次に、資料1(6)で3つさいたま水と生きものプランの改定方針、これは30by30に関する話です。右上の改定のポイントのところでは本市の保護地域は約7.6%で、左下に注釈もあります。さいたま市内で30by30を達成するというのはもちろん、相当ハードルが高い話だというのはわかりますが、そこに向けてまずは何%っていうところを目指していくのかということを決めないと、さいたま市の貢献がやがて県の貢献、日本全体の貢献に繋がっていくわけで、決めないと結局ネイチャーポジティブの自然が失われていってというのを止めて反転させるにも繋がらないと思えます。反転させていくには、今担保されていないところの担保性を高めていかないといけないと思うのですが、また違う資料の説明の中には入ってなかったですが、参考資料1のアンケートの問27市民向けのところ、市内で優れた自然環境を残して、自然とふれられる場所について、どこが大事だと思いますかと、それ以外の場所で保全したいところがあったら場所と理由を書いてくださいというアンケートがありまし

た。今私がお話した観点からいうと、現状いい自然が残っているところを残して当たり前の話なので、あまりこの先の2030年に向けての目標には繋がらない話です。それよりも今守られてないところで、どこを守らないといけないというところを聞いて、そこに対してどういう手当ができるかというのがまさにネイチャーポジティブ、30by30に繋がる話ではないかと思います。配られたアンケートでその他の回答は11件ありましたが、それこそが大事だと思うので、そこをよく見ていただきたいなと思います。以上です。

増田会長

ありがとうございました。

庁内課

ありがとうございました。まず、最初の基本計画のほうの目標現状維持で、おっしゃるとおり、調整中だと書いたのですが、申し訳ありません。こちらは間違いで当然変えさせていただきますところになりますので、よろしく願いいたします。

30by30の資料1(6)のところで30%は難しい、何%という目標というところですが、おっしゃったとおりこの目標数値というところが必須で、ある程度本市としてどんどん上げていかなきゃいけないというところではあるのですが、先ほど説明させていただいた現在保全されていない地域をこれから保全させていくというところを含めて、現在パーセンテージも含めて我々としてどんどんかさ上げしていきたいというところになりますので、いわゆる今国のほうの制度として設けている海外のOECMの30%には乗っからないかもしれないが、保全していかなければいけない地域というところを含めまして、そこをどう数値化していくかというのは、確におっしゃるとおりなので検討を今後していければしていきたいなと考えております。アンケートでどこが大事かというのを聞くよりも、確かにそれ以外のところが今後大切になってくるというところで、回復や創出というところで重要になってくるかなというところになりますので、きちんと精査しながら計画に反映させていければと考えております。以上になります。

前田委員

具体的にこの水と生きものプランの施策をこれから詰めていかれると思います。私はたまたま県の生物多様性戦略の委員もさせていただいた中で、当然、事業者や市民、県民に向けてこういうことをしていただきたいという計画として作りますが、まず前提として行政自身は何ができるかという、例えば開発関係の事業、道路であったり、外部の整備であったり、河川の関係であったり、多少自然環境に影響が及ぶような事業というのはあると思います。それぞれの事業が、いろんな課が関わってやっていますが、本市の事業がまず自らネイチャーポジティブの事業をできるかどうかということは、別に企業の協力がなければできない、もちろん企業の協力も一定程度必要になりますが、まずやりやすいところをまず取

り組んでいただきたいなと思っています。県の戦略見直しのときにも申し上げて、そういうニュアンスは戦略の中に入れていただきたいので、そこをぜひよろしく願います。

庁内課

ありがとうございます。おっしゃるとおり、まず本市からきちんと整備体制、ネイチャーポジティブに向けて何ができるかっていうのを全国横断的にぜひ入れたいところですが、まだ今進んでないところはぜひ入れると肯定的に考えています。我々がやらなければ、市民の方や事業者の方もというところはあると思いますので、結構いろいろご指導いただくかもしれないのですが、ぜひいただきたいと思いますのでどうぞよろしく願います。

増田会長

貴重なご意見たくさんありがとうございます。まだいろいろご意見ご質問あるかと思いますが、時間になりましたので、議事の(1)についてはこの場での質疑を終了させていただきます。続きまして議事(2)のさいたま市環境白書について議題としたいと思います。事務局よりご説明よろしく願います。

## (2) さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）について

事務局

環境総務課の會田と申します。私から議事(2)について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。タブレットの表紙の次の1ページ目をご覧ください。今年度は令和6年度版さいたま市環境白書と環境啓発リーフレットを作成しております。まず環境白書本編の構成につきましては、昨年度と同様となっており、進捗評価方法も変わっていないため、時間の都合上、細かい説明は割愛させていただきます。なお、巻頭特集およびコラムについては、右青枠のものを選定しております。

次に、環境啓発リーフレットについてです。ここでA3の資料3をご覧ください。今年度は本市の取り組みの結果報告をする環境白書の概要版としてではなく、市民の行動変容を促す環境啓発リーフレットとして作成いたしております。今年度は本市の取組のポイントといたしましては、まず表面の一番右の表紙のタイトルをわかりやすいものに変更したことや、続いて裏面をご覧くださいと、3つの項目ごとに箇条書きで市民1人1人が取り組めることを記載し、その下にそれらの取り組みを後押しする本市の政策を一部掲載いたしました。全体を通して市民と行政が一緒になって環境問題に取り組んでいこうというメッセージが伝わるものになっていればと思っております。

タブレットの資料のほうにお戻りください。2ページ目になります。続いて、環境白書本編の145ページより掲載しております市民1000人を対象にしたアンケート結果について、一部ご紹介いたします。資料の左側のグラフになります環境に関する情報の入手先につき

まして、回答割合が最も多いのは、国、県、市の広報紙でございました。次に資料右側のグラフになります。さいたま市の環境に対するイメージにつきましては、盆栽村や氷川神社、見沼田圃のイメージを持っている方が多い一方で、赤粋からもわかるとおり、本市の環境への取り組みを広く知っていただくことが課題として挙げあげられる結果となりました。そのため、今回作成する環境啓発リーフレットを活用し、SNS 発信等、本格的な啓発活動を実施していきたいというふうに考えております。アンケート結果の詳細につきましては、参考資料 2 の結果報告書をご参照ください。議事 (2) の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

#### 増田会長

ありがとうございました。今ご説明いただきました、さいたま市環境白書ということで、ご意見ご質問ありましたらよろしくお願いいたします。

#### 関根委員

環境白書の原案についてのコメントも大丈夫でしょうか。17 ページ、18 ページ、20 ページに排出削減目標について説明されているグラフと表がありますが、お互いを対比しながら見る読者の方は、お互いに関連のある表とグラフにも関わらず数字や年度が一致してないのでそういうのは統一したほうがいいのではないかと思います。

具体的には、排出実質ゼロの実質というのがどういったものか、環境価値活用事業を想定しているのであればこれを活用して、実質ゼロにするということを説明しなければいけないと思います。

次に和暦と西暦が併記されているのですが、これ併記するのであればすべてにおいて、例えば 2013 年(平成 25 年)や 2020 年(令和 2 年)です。整理表を頭の中で自動的に和暦に変換できる方は多くいらっしゃると思うので、これはきちんと和暦と西暦を併記するのであれば、すぐに分かるような記述をしたほうがいいと思います。また、データ取得年も分野によりまちまちです。住宅分野では令和 2 年となっているのが、事業分野では令和 3 年度、データの取得年がまちまちだったりするので、まちまちにならざるを得ない理由があるのであれば説明が必要だと思います。

排出量と再エネ導入量の 2030 年の目標値が 17 ページのグラフを 18 ページの表で食い違っています。700 万トンと 600 万トンといった違いがあったと思うので、数字はきちんと合わせるべきだと思います。

また、再エネ導入の中間目標値がその 4 年前の実績値よりも低くなっているのが、これは再エネ導入の目標値が下がるというのは不自然なので、これも合わせて修正したほうが良いと思います。

17 ページにおいて、排気量の推移に加えて、前の審議会でコメントあったかと思うのですが、エネルギー使用量とエネルギー需要の推移も合わせて示したほうが良いと思います。

削減を進めるが、エネルギーを使用量というのは、それほど下がらないというものを示さないと、これだけ下がるのにエネルギーを使用できないというような印象を持たれないようにしたほうが良いということです。具体的には排出削減は、基本的には節約ですが、大幅に削減するには需要を減らすための省エネ設備の投資拡大というのが必要だと思いますので、まずそれを文章なりに説明するとともに、エネルギー需要の大部分は再エネぐらいのゼロエミッション電力でまかなっていくなどを示すべきだと思います。

次世代自動車という文言があるのですが、次世代といってもEVとかハイブリッド車もかなり出回っているの、単に電動車としたほうが良いと思います。

18 ページの家庭部門と産業部門の合計排出量と 17 ページで示されている総排出量の差分を見ると、基準年ではこれ先ほどの数字が少し合ってなかったりする都合もあるかと思いますが、100 万トンや 200 万トンぐらいなので差分が、それがその計画目標年では 30 万トンぐらいに下がっています。これだけ大幅に下がっているのは何かというと、運輸部門の削減だと思うのですが、これだけ運輸部門の排出を減らすのであればどういう施策で減らすのだという説明が必要であると思います。家庭部門については、他部門よりもかなり野心的な削減目標を掲げられているのですが、白書にはそれに対する施策というのは 23 ページの省エネ家電の買い替えシーンぐらいしか見当たらないです。先ほどのご説明の中でも導入支援もこれからしていくということであれば、白書にもそういったことを追加というか、省エネ家電の買い替えだけではなくて、それ以外の支援というの、示していくべきではないかと思います。これも以前、審議会でコメントあったと思うのですが、乗用車からの排出量というのが、家庭部門に計上されるのか運輸部門なのかどちらかっていうのを、併記をお願いしたいと思います。

20 ページの排出量の推移の棒グラフです。前年度の白書には内訳が書いてあったと思うのですが、同様に令和 6 年度の白書についても内訳をきちんと記すべきだと思います。

残り 2 つですが、23 ページ先ほど申し上げたことと同様ですが、家庭の省エネ機器設備の導入促進だけではなくて、断熱改修への各種支援やそのための啓発活動なども加えるべきだと思います。加えることで断熱改修の重要性っていうのをクローズアップしていくため、それはお願いしたいと思います。

最後ですが、少しページ飛んで 133 ページですが、国際協力についての記述があり、国際協力事例として、クアラルンプール市との都市間連携事業やさいたまサステナブル都市サミット等によるスマートシティさいたまモデルの海外展開について紹介できることはないかと思います。以上です。

増田会長

最後まで確認いただきありがとうございます。表記、表現の統一や、記載内容、記載方法の整合性をご指摘いただきましたので、事務局で確認、修正を検討いただければと思います。何かご回答できることがあればお願いします。

## 事務局

環境総務課の斉藤です。ご意見ありがとうございました。少し細かい話もございましたので、場を追っていろいろ教えていただければと思いますが、既存の現行のずれや数字のずれのところを確認させていただきまして、修正をさせていただきます。ページの都合と記載すべきこと、そういったところを調整させていただき、特に JICA のところですがスマートシティ国際のところ、その辺も心がけていきたいと考えてございますが、いくつか細かいご指摘もございましたので、また追って情報をいただければと思います。ありがとうございました。

## 宮原委員

廃棄物に関しまして、細かいことは時間の都合がありますので、後ほどお聞きしようかと思いますが、大きなところで市民 1 人 1 日あたりのごみの総排出量は目標達成できていると思います。既に中間目標も達成できている、中間目標どころか最終目標が達成できているものは見直すということによろしいですかというのが 1 点目です。

また、ごみの分別の徹底というのが課題かなと思っていまして、この年末年始に上尾市と川口市で焼却炉の火災がおき、これ実際の原因というのは明確になっていませんが、おそらくリチウムイオン電池が混入したのではないかと言われています。その 1 個、たった 1 人の 1 個のリチウム電池で、市民の皆さんの生活に大きな影響を与えたり、あるいは直にしても数億円のお金がかかったりということになりますので、そういうことを考えると啓発というのは非常に急務なのかなと考えているのが 2 点目です。

2 点目は白書に書くべきかわからないですが、そういったところも踏まえた今後の施策を考えていただければいいなと思います。以上です。

## 増田会長

どうもありがとうございました。

## 庁内課

資源循環政策課です。確かに廃棄物ですと、一般廃棄物基本計画ということで、1 人 1 日あたりのことで達成とありますが、一般廃棄物基本計画の中には目標が 4 つございまして、まだ達成してないものもございます。また、最終年度まで出るごみというものは条件がございまして、すぐ 1 年達成したからではなく数年のこととみなし、状況を見ていきたいと考えてございます。

もう 1 つ本市でも火災がありました。多分リチウムイオン電池ではないと言われてございます。こちらにつきましても本市は昨年からは資源物のごみ袋につきましては透明袋ということで、それまで半透明だったのですが、缶瓶ペットボトルなどは、透明袋として異

物が混入することにつきまして、収集の段階でわかるように、直してございますので、それを引き続き周知啓発していきたいと考えております。以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。渡部委員どうぞ。

渡部委員

先ほど環境基本計画の見直しのほうでも意見がありましたが、PFASの調査監視の強化について一言申し上げたいと思います。何よりは全国各地でPFASの有機化合物が検出されておりまして、さいたま市内でも湧水の位置図から、国の基準値を上回るデータが検出されて周辺住民の井戸水を飲まないようにという呼びかけもされているように聞いております。このような状況を踏まえて国においても現在暫定目標値を強化して、法規制に持っていこうというような動きも出ているようでございますので、さいたま市としては、市民の安全な生活を確保する上からもこのPFASの汚染状況の調査監視をこの白書の中で、触れていただければと思います。具体的には、白書の原案の109ページ水質調査・監視の充実という項目がございますが、この中にPFASの評価、対策、取組について記載いただければと思います。以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。

事務局

ご指摘ありがとうございます。環境基本計画の白書が出るのが、印刷が今年度末になるのもっと早めの情報発信が必要かなと思っております。白書にも、こういった形かはわかりませんが、検討はさせていただければと思います。まずは緊急の情報発信が重要かと考えておりますので、そちら検討させていただきます。

金子委員

2点あります。1つはリーフレットですが、表紙のところに競合として「地球のためにわたしたちができること」とあるのですが、地球ためにという表現はやめたほうがいいかなと思っています。環境保全の気候変動対策というのは私たちの未来のためにやっていることで地球のためではないと思いますので、例えばですが、高い生活の質の実現とか、サステナブルな社会を作るためにというようなことで、ここ多くの方が目に留まる場所ですから、何のためにいるのかというのをしっかり吟味して、いいキャッチフレーズを作ったほうがいいと思います。

それから2点目、白書の本文のほうですが、25ページのところにさいたま市役所としての取組が書かれているのですが、さいたま市自身の電力調達、本来であれば、国のほうの法律の環境配慮契約法に基づき、しっかりCO<sub>2</sub>の排出が少ない電気を調達するということが本筋だと思いますので、さいたま市のいろいろな契約に基づく国はまだやっていないと聞いていますので、そこは早急に対応をしていくことが必要ではないかと思います。以上です。

#### 庁内課

今の金子委員のご指摘の電力契約については、速やかに行っていく方向で、今年度についてはリバースオークションを導入してございますので、そういったものも含めてしっかりと詰めていきたいと思っております。以上です。

#### 磐田委員

リーフレットですが、リーフレット裏面のゼロカーボンなライフスタイルを実現しようという項目の中で、先ほどからお話がある窓の断熱板やそのあたりと一致していないという印象があります。

生物多様性を守ろうというところの5番6番はどちらかというとゼロカーボンかなと思いますので、このあたり見直しが必要かと思いました。

また、中間見直しについてかもしれませんが、新築の建物に関してホールライフカーボンを算定して減らすなどさまざまな取組が国のほうでも始まっているので、見直しにおいてそのあたりの状況も把握しながら検討されるといいと思いました。

#### 増田会長

ありがとうございます。その他何かコメントありましたらお願いします。

では貴重なご意見ありがとうございます。他にまだまだご意見、ご質問、ご提案等あったかと思いますので、ぜひ先ほどの用紙で後日事務局にご提出をお願いできればと思います。事務局ではいただいたご意見を踏まえて対応について検討をお願いします。本日の次第の3番の議事については以上になります。活発な議論ありがとうございます。では傍聴の方は退出ください。

## 5. 閉会

#### 事務局

どうもありがとうございました。では議事の追加意見につきましては別紙により1月24日(金)までにご提出いただきますようお願いいたします。なお、提出は任意の様式でも構いません。

また次回の環境審議会につきましては、5月頃、環境基本計画等の中間見直しの骨子案の報告を議題として開催予定でございます。日程等が決まりましたらご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。閉会にあたりまして、環境共生部長の大塚よりご挨拶を申し上げます。

#### 事務局

はい環境共生部長の大塚でございます。環境審議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまには、さいたま市環境基本計画の改定にあたり、大変熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

冒頭の局長の挨拶にもございましたが、気候変動は、もはや全人類の切迫した問題であり、その対策は待ったなしの状況であると認識しております。

本市といたしましても、今回改定するさいたま市環境基本計画をもとに、皆さまからいただきました貴重なご意見、ご提案も踏まえ、さまざまな施策を力強く推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本市では昨年9月中旬にも猛暑日を記録し、暑さが続く夏ではございましたが、最近は厳しい冷え込みが続いております。皆さまには、ご健康に留意され、ますますご活躍されることを祈念申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

#### 事務局

以上をもちまして令和6年度第2回環境審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上